

## 技能労働者等への適切な賃金水準の確保について

### ○技能労働者等への適切な水準の賃金の支払い及び法定福利費を含む社会保険等の加入の徹底

技能労働者及び技術者(以下「技能労働者等」という。)の確保・育成には適切な水準の賃金の支払いが重要であることから、技能労働者等の工事等下請契約における請負代金の設定にあたっては、適正な水準の賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適正に考慮することが必要です。

また、工事等下請契約を含む請負契約を適正な額の請負代金で締結することは、公共工事等の受注者の責務として「公共工事の品質確保の促進に関する法律」においても規定されています。

なお、公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価は、公共工事等の予定価格の積算に用いるためのものであり、工事等下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではありません。また、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費(法定福利費の事業主負担額等)、一般管理費等の諸経費は含まれていないものです。なお、建設労働者の雇用に伴い必要となる法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費等の企業経費を含んだ労務単価の参考値の公表を行っているので留意し、下記事項について適切な対応をしてください。

1. 自社における技能労働者等への適切な水準の賃金の支払及び社会保険等への加入徹底
2. 技能労働者等への適切な水準の賃金及び社会保険等への加入相当額を適切に含んだ額による工事等下請契約の締結
3. 工事等下請企業に対する、技能労働者等への適切な水準の賃金の支払い要請及び社会保険等への加入指導